

審査項目	提案データ		委員名	配点
			提案者名	
			参加者人数	
			提案金額(千円)	
①応募資格の充足 (○or×)				
②仕様書 ◇内容について、全て網羅した提案がなされているか。(○or×)				
③提案内容の適切性(150点)				150
【必須項目】 ◇全て網羅した提案がなされているか。(○or×)				125
(1) 目指すべき人材像の明確化(30点)	◇ターゲットとする業界の冲縄における実態・課題を具体的に分析していること。 ◇当該業界の生産性・効率性の向上、付加価値の増大のために必要な人材像が明確になっていること。その人材が必要とされていることについて、当該業界内で共通の認識があること。			30
(2) 人材育成カリキュラムの開発(30点)	◇目指すべき人材像に向けて、必要な知識・技能が具体化・明確化されていること。 ◇当該知識等の取得に向けたカリキュラムの開発ができる体制を構築していること。 ◇研修参加者が実務で用いる知識・技能を体系的に身に付ける研修内容となっており、それは研修後に企業で役に立つものであること。 ◇研修の実施により、ターゲットとする業界の生産性・効率性が向上し、付加価値が増大すること。 【継続】 ・前年度の研修は、出席状況、研修を通じた研修参加者の知識・技能の習得の程度、当該知識等の実務への反映状況等の観点から、十分な成果を上げていること。(可能な限り、出元企業の評価を把握し、記載すること。) ・カリキュラム内容の開発等に係る前年度の課題が明確化されており、今年度はその課題が解決された内容となっていること。 ・前年度のものより高度な内容にした研修を前年度研修参加者(新たな研修参加者が参加する場合も含む)を対象に実施する場合、前年度と重複した内容が含まれていないこと。前年度の事業との連続性が整理されていること。			30
(3) 研修参加者の募集(25点)	◇想定する研修参加者が研修参加の要件として有すべき技能水準や経験等が明確になっていること。 ◇研修対象者は目指すべき人材像と整合性が取れていること。 ◇研修参加者の募集にあたって、意欲のある研修参加者が集まるよう、業界団体の傘下企業等と協力体制を構築していること。 ◇傘下企業等から具体的な研修ニーズがあること。 【継続】 ・研修参加者の募集等に係る前年度の課題が明確化されており、今年度はその課題が解決されたものとなっていること。 ・前年度と類似の研修を新たな研修参加者を対象に実施する場合、研修参加者を十分確保できること。特に前年度、研修参加者を集めることが困難であった事案については、何から工夫をしていること。 ・前年度のものより高度な内容にした研修について、前年度研修参加者(新たな研修参加者が参加する場合も含む)を対象に実施する場合、前年度研修参加者が確実に参加できること。			25
(4) カリキュラムを活用した研修の実施(25点)	◇研修が着実に実施できる体制(派遣講師や研修場所の確保、研修中の研修参加者へのフォロー等)を構築していること。 ◇研修参加者が参加しやすいような配慮(研修場所や研修期間等)をしていること。 【継続】 ・実施体制、研修日程等の研修の実施に係る前年度の課題が明確化されており、今年度はその課題が解決された体制・日程となっていること。			25
(5) 効果の検証、カリキュラムや研修の見直し及び取りまとめ(5点)	◇研修終了後に、研修参加者が当該知識等を身につけたか検証する方法を検討していること。 ◇一連の研修を踏まえて、カリキュラムの内容・実施体制等の見直しや事業の取りまとめが適切に行える体制を構築していること。			5
(6) 自立化に向けた方策の計画・検討(10点)	◇事業終了後、自立化できるような方策を具体的に検討していること。 【継続】 ・(原則3年目の継続事業は認められないため。)自立化できるような方策をより具体的に検討しており、さらにそれは現実的な内容となっていること。			10
【加点項目】				25
○教育機関等との連携(5点)	◇カリキュラムの開発や研修の実施等で教育機関や人材育成の知見を有する専門家と積極的な連携体制をとっている場合は加点。			5
○研修後の効果の検証(5点)	◇研修後に、当該研修の効果を検証する方法を、具体的に検討している場合は加点。			5
○基盤的人材の育成に関する研修(5点)	◇ITの活用による課題解決等を通じて複数の産業分野で活躍できる人材(基盤的人材)の育成である場合は加点。			5
○ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定実績(10点)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・えるぼし1段階目(※1) 4点 ・えるぼし2段階目(※1) 7点 ・えるぼし3段階目(※1) 8点 ・プラチナえるぼし(※2) 10点 ・行動計画(※3) 2点 ※1 女性活躍推進法9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に関する基準は満たすことが必要。 ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業) ・くるみん(旧基準)(※3) 4点 ・くるみん(新基準)(※4) 6点 ・プラチナくるみん 8点 ※3 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 ※4 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)。 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定 ・ユースエール認定 8点 (複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う) ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			10
④既存の研修との差別化(5点)	◇既存の県内の産業人材育成に関する研修内容との差別化がなされているか。			5
⑤提案者が有する知見・ネットワーク(5点)	◇本事業の関連分野に関する知見や関係者とのネットワークを有しているか。			5
⑥実施体制(10点)	◇本事業を円滑に遂行するために、適切なプログラムマネージャーを配置し、事業規模等に適した実施体制を構築しているか。 ◇実行委員会について、提案内容と比較して適切な委員が選定されているか。			10
⑦コストパフォーマンス・積算の適正性(30点)	◇コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。 【継続】 ・(前年度に比べると、カリキュラムの開発に要する経費は縮減できるはずであるため。)より厳しく必要経費を絞っていること。			30
合計点(200点満点)				200
所見等				

※1 ①、②、③【必須項目】のいずれかが×の場合は、不採択。

※2 集計方法:企画等審査会の審査員ごとの採点を平均(小数点第2位未満を切捨て)して行う。